

## 長生村木造住宅耐震改修補助金交付要綱

令和7年3月10日

告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長生村耐震改修促進計画に基づき、地震に対する木造住宅の安全性を確保し、震災に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修工事に要する費用について、予算の範囲内において、木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし当該補助金の交付に関しては、長生村補助金等交付規則（平成18年長生村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 人の居住の用に供する建築物で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部が木材であり、かつ、在来軸組構法により建築されたものをいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断で、「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づき、耐震診断士が行う一般診断法による一般診断又は精密診断法による精密診断をいう。
- (3) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、都道府県が開催する木造の建築物の耐震診断及び耐震改修に関する講習会又はこれに相当する講習会（以下「講習会」と総称する。）の課程を修了した者をいう。
- (4) 判定値 耐震診断により算出された上部構造の耐震性能に係る評点をいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震性能の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事であつて、当該改修工事後の判定値を1.0以上にするものをいう。
- (6) 設計者 建築士法第2条第6項に規定する設計を行う耐震診断者をいう。
- (7) 工事監理者 建築士法第2条第8項に規定する工事監理を行う耐震診断者をいう。
- (8) 施工者 次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう
  - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可

を受けている者

イ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事に該当する場合にあっては、工事の施工をする者が建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる者と同等の経歴を有する者、同法第27条第5項に規定する合格証明書の交付を受けている者又は建築士法第2条第1項に規定する建築士

ウ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けている者

（補助対象住宅）

第3条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が木材によって建築されたものであること。
- (2) 村内の区域に存する平成12年5月31日以前に建築され、又は着工された建築物であること。
- (3) 人の居住の用に供する建築物であり、一戸建ての住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）であること。
- (4) 地階を除く階数が2以下であること。
- (5) 耐震診断において判定値が1.0以下と判断され、かつ、耐震改修工事後の判定値が1.0以上になることが期待できるものであること。
- (6) 補助金の交付の決定を受けた年度の2月末日までに補助対象事業を完了できるものであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、長生村の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付対象となる木造住宅に自ら居住し、所有している者
- (2) この要綱の規定により補助金の交付を受けていない者
- (3) 村税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする木造住宅と同一の敷地内に存する木造住宅について、この要綱に基づく補助金の交付を既に受けている者については、補助対象者としなない。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げ

る費用の合計額とする。

- (1) 耐震設計に要する費用
- (2) 工事監理に要する費用
- (3) 耐震改修工事に要する費用  
(補助金の額)

第6条 村長は、予算の範囲内において、第3条に規定する木造住宅の所有者に対し、当該木造住宅（居住の用に供する部分に限る。）の耐震改修に要する費用の一部について補助金を交付するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、第3条各号を一体で行う費用の5分の4の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、115万円を限度とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、木造住宅の耐震改修工事を実施する前に、木造住宅耐震改修補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 木造住宅に係る登記事項証明書又は当該木造住宅の所有者が確認できる書類
- (3) 木造住宅に係る建築確認通知書の写し又は当該木造住宅の建築年月日が確認できる書類
- (4) 耐震診断の結果報告書の写し
- (5) 申請者の村税等の滞納がないことを確認できる書類
- (6) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (7) 耐震改修工事後の判定値が1.0以上であることが確認できる設計書等の写し
- (8) 補助対象住宅の耐震設計及び工事監理を行う耐震診断士の建築士免許証及び受講した講習会の修了証の写し
- (9) 設計者及び工事監理者の資格要件等の写し
- (10) 補助対象住宅の位置図、配置図、平面図及び立面図（立面図がない場合は写真）
- (11) その他村長が必要と定める書類  
(申請書提出期限)

第8条 前条に規定する申請書の提出期限は、補助金の交付の決定を受けよう

とする年度の11月末日とする。

(交付の決定)

第9条 村長は、第7条の申請書の提出があつたときには、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、木造住宅耐震改修補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により公布申請書に通知するものとする。

(耐震改修工事の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後、耐震改修工事の内容を変更する場合、又は事業を中止しようとするときは、木造住宅耐震改修補助金変更（中止）承認申請書（別記様式第3号様式）を村長に提出し承認を受けなければならない。

2 村長は、前条の申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を精査し、承認の可否を決定し、その結果を木造住宅耐震改修補助金変更（中止）承認決定通知書（別記様式第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(着手届)

第11条 補助事業者は、耐震改修工事に着手するときは、木造住宅耐震改修工事着手届（別記様式第5号）を村長に提出しなければならない。

(検査)

第12条 補助事業者は、耐震改修工事における主たる工事を実施した後で仕上げ工事を行う前に、村長と日程を調整した上で木造住宅耐震改修工事検査申請書（別記様式第6号）を提出し、検査を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定により検査を実施するときは、当該耐震改修工事の設計・監理者及び施工者の立会いを求めることができる。

3 補助事業者、設計・監理者及び施工者は、当該検査に協力しなければならない。

4 村長は、当該検査の結果、施工工事の内容が設計と異なると認めるときは、補助事業者に工事の改善を木造住宅耐震改修工事検査結果指示書（別記様式第7号）により指示することができる。

5 村長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、耐震改修工事の完了日から起算し30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月末日までのいずれか早い時期までに木造住宅耐震改修補助金実績報告書（別記様式第8号）に、次に掲げる書類を添

付して村長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事を行った部位ごとに、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影した写真（撮影場所を明記（明示）した図面を含む）
- (2) 耐震改修工事設計に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (3) 耐震改修施工工事に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (4) 耐震改修工事監理に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (5) 耐震改修工事の竣工図等
- (6) その他村長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第14条 村長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、報告内容について必要な審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修補助金確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第15条 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、木造住宅耐震改修補助金交付請求書（別記様式第10号）を村長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消し）

第16条 村長は、補助事業者が次の各号に該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき

2 村長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 村長は、補助金の交付を取消した場合、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、木造住宅耐震改修補助金返還命令書（別記様式第12号）により、期限を定めて既に補助した額の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。